

令和 8 年 2 月 13 日

長野県議会（定例会）会議録

第 1 号

令和 8 年 2 月

第443回長野県議会(定例会)会議録(第1号)

令和8年2月13日(金曜日)

応招議員の席次及び氏名

1 番	飯	田	市	竹	村	直	子
2 番	安	曇	野	小	林	陽	子
3 番	上	田	市	林		和	明
4 番	長	野	市	勝	山	秀	夫
5 番	長	野	市	グ	レ	ー	ト
6 番	大	町	市	奥	村	健	仁
7 番	松	本	市	青	木		崇
8 番	上	伊	那	郡	辰	野	町
9 番	飯	田	市	早	川	大	地
10 番	東	御	市	佐	藤	千	枝
11 番	塩	尻	市	丸	山	寿	子
12 番	須	坂	市	小	林	君	男
13 番	松	本	市	勝	野	智	行
14 番	長	野	市	加	藤	康	治
15 番	松	本	市	小	林	あ	や
16 番	上	伊	那	郡	宮	田	村
17 番	伊	那	市	向	山	賢	悟
18 番	上	田	市	山	田	英	喜
19 番	佐	久	市	大	井	岳	夫
20 番	茅	野	市	丸	茂	岳	人
21 番	佐	久	市	花	岡	賢	一
22 番	長	野	市	望	月	義	寿
23 番	長	野	市	山	口	典	久
24 番	佐	久	市	藤	岡	義	英
25 番	下	伊	那	郡	平	谷	村
26 番	東	筑	摩	郡	山	形	村

27	番	佐		久		市		小	山	仁	志
28	番	千		曲		市		竹	内	正	美
29	番	諏		訪		市		宮	下	克	彦
30	番	木	曾	郡	木	曾	町	大	畑	俊	隆
31	番	安		曇		野	市	寺	沢	功	希
32	番	岡		谷			市	共	田	武	史
33	番	長		野			市	高	島	陽	子
34	番	千		曲			市	荒	井	武	志
35	番	長		野			市	埋	橋	茂	人
36	番	塩		尻			市	統	木	幹	夫
37	番	松		本			市	中	川	博	司
38	番	松		本			市	両	角	友	成
39	番	上		田			市	清	水	純	子
40	番	諏	訪	郡	富	士	見	小	池	久	長
41	番	伊		那			市	酒	井		茂
42	番	須		坂			市	堀	内	孝	人
43	番	南	佐	久	郡	小	海	依	田	明	善
44	番	小		諸			市	山	岸	喜	昭
45	番	中		野			市	小	林	東	郎
47	番	岡		谷			市	毛	利	栄	子
48	番	長		野			市	和	田	明	子
49	番	北	安	曇	郡	池	田	宮	澤	敏	文
50	番	中		野			市	丸	山	栄	一
51	番	飯		田			市	小	池		清
52	番	飯		山			市	宮	本	衡	司
53	番	長		野			市	西	沢	正	隆
54	番	長		野			市	風	間	辰	一
55	番	駒		ヶ		根	市	佐	々	祥	二
56	番	松		本			市	萩	原		清
57	番	上	水	内	郡	信	濃	服	部	宏	昭

欠員（1名）

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産 業 労 働 部 長 米 沢 一 馬
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明
農 政 部 長 村 山 一 善

林 務 部 長 根 橋 幸 夫
建 設 部 長 栗 林 一 彦
会計管理者兼
会 計 局 長 柳 沢 由 里
公営企業管理者
企 業 局 長 事 務 取 扱 吉 沢 正
財 政 課 長 塚 本 滉 己
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 松 本 順 子
教 育 次 長 清 水 筧
警 察 本 部 長 阿 部 文 彦
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千 鶴 子

議事課担当係長 萩 原 晴 香
議事課担当係長 山 田 淳 貴
議 事 課 主 事 片 桐 美 代 子
総 務 課 主 査 東 方 啓 太

午後1時開会

○議長（依田明善君）ただいまから第443回県議会を開会いたします。

知事から招集の挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本日ここに2月県議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、まことにありがとうございます。

提出議案につきましては後刻御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和8年2月13日（金曜日）議事日程

会議録署名議員決定の件

会期決定の件

知事提出議案

本日の会議に付した事件等

会議録署名議員決定の件

諸般の報告

会期決定の件

知事提出議案

午後1時1分開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、会議録署名議員決定の件、会期決定の件及び知事提出議案であります。

●会議録署名議員決定の件

○議長（依田明善君）次に、会議録署名議員決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名議員は議長指名により決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議ありませんので、小林東一郎議員、毛利栄子議員、和田明子議員を指名いたします。

●諸般の報告

○議長（依田明善君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「2 諸般の報告」参照〕

●会期決定の件

○議長（依田明善君）次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の意見を徴した結果、本日から3月16日までの32日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、会期は32日間と決定いたしました。

●知事提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和8年2月13日

長野県議会議長 依田明善様

長野県知事 阿部守一

令和8年2月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

- 第1号 令和8年度長野県一般会計予算案
- 第2号 令和8年度長野県公債費特別会計予算案
- 第3号 令和8年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算案
- 第4号 令和8年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予算案
- 第5号 令和8年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計予算案
- 第6号 令和8年度長野県国民健康保険特別会計予算案
- 第7号 令和8年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算案
- 第8号 令和8年度長野県農業改良資金特別会計予算案
- 第9号 令和8年度長野県漁業改善資金特別会計予算案
- 第10号 令和8年度長野県県営林経営費特別会計予算案

- 第 11 号 令和 8 年度長野県林業改善資金特別会計予算案
- 第 12 号 令和 8 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予算案
- 第 13 号 令和 8 年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算案
- 第 14 号 令和 8 年度長野県流域下水道事業会計予算案
- 第 15 号 令和 8 年度長野県電気事業会計予算案
- 第 16 号 令和 8 年度長野県水道事業会計予算案
- 第 17 号 長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 18 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 19 号 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 20 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 21 号 長野県県税条例等の一部を改正する条例案
- 第 22 号 長野県公告式条例の一部を改正する条例案
- 第 23 号 長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例案
- 第 24 号 長野県立美術館条例の一部を改正する条例案
- 第 25 号 資金積立基金条例の一部を改正する条例案
- 第 26 号 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案
- 第 27 号 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 28 号 長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例案
- 第 29 号 国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 30 号 長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案
- 第 31 号 長野県附属機関条例の一部を改正する条例案
- 第 32 号 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案
- 第 33 号 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 34 号 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 35 号 長野県宿泊税条例の一部を改正する条例案
- 第 36 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 37 号 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を

改正する条例案

- 第 38 号 国道及び県道の沿道区域の指定の基準等に関する条例案
- 第 39 号 長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例案
- 第 40 号 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 41 号 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 42 号 長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 43 号 包括外部監査契約の締結について
- 第 44 号 交通事故に係る損害賠償について
- 第 45 号 地方独立行政法人長野県立病院機構定款の変更について
- 第 46 号 地方独立行政法人長野県立病院機構第 4 期中期計画に係る変更の認可について
- 第 47 号 県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 48 号 県営林道事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 49 号 長野県防災行政無線衛星系端末局更新工事変更請負契約の締結について
- 第 50 号 長野県防災交換機改修工事変更請負契約の締結について
- 第 51 号 道路上の事故に係る損害賠償について
- 第 52 号 道路上の事故に係る損害賠償について
- 第 53 号 一般国道292号道路改築工事（大川トンネル）請負契約の締結について
- 第 54 号 一般県道上松南木曾線道路改築工事（和村橋 1 工区）請負契約の締結について
- 第 55 号 一般県道小岩岳穂高停車場線道路改築工事（富田橋 3 工区）請負契約の締結について
- 第 56 号 一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋 2 工区）変更請負契約の締結について
- 第 57 号 一般国道418号道路改築工事（天竜川橋 2 工区）変更請負契約の締結について
- 第 58 号 一級河川皿川河川改修工事（鉄道交差部整備）委託契約の締結について
- 第 59 号 道路事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 60 号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 61 号 都市計画事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 62 号 流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について
- 第 63 号 流域下水道の維持管理に要する費用に係る市町村の負担について
- 第 64 号 高等学校の統合について
- 第 65 号 伊那新校（仮称）建築工事請負契約の締結について
- 報第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告
- 報第 2 号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

報第3号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第4号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第5号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第6号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第7号 訴えの提起の専決処分報告
報第8号 訴えの提起の専決処分報告
報第9号 訴えの提起の専決処分報告

〔議案等の部「1 議案 (1)知事提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条及び地方公営企業法第25条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

●知事提出議案

○議長（依田明善君）ただいま報告いたしました知事提出議案を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

最初に、阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）令和8年度当初予算案をはじめとする議案の説明に先立ち、新年度に臨む県政運営の基本的考え方と所信の一端について申し述べさせていただきます。

私たちは今、人口構造の急激な変化、深刻化する気候危機、そしてAI・デジタル技術の飛躍的進展など、社会の前提そのものが大きく転換する時代に直面しています。こうした時代において真にゆたかな社会を創造するためには、これまでの「当たり前」や既成概念に安住することなく、社会として何を価値とし、何を指すのかを改めて問い直し、国と地方の役割分担や各政策分野での公費負担のあり方など、いわば「社会の基本設計」を時代にふさわしいものへと更新（アップデート）していくことが不可欠です。

本年は、現在の長野県が誕生してから150周年という記念すべき年です。この間、本県は経済社会の変化を力に変えて新たな道を切り拓いてきました。蚕糸王国として近代日本の成長を現場から支え、戦後は製造業へと軸足を移し、高度経済成長期には精密機械産業、今日では電気機械など先端技術を持つ企業が集積するなど、産業構造の転換を重ねて発展を遂げてきました。幕末に全国最多の寺子屋を有し、明治初期に高い就学率を誇っていた本県は、変化の時代にあって自ら考え行動する人材を輩出し、我が国の発展を支えてきました。この150年は、先

人たちが時代の要請を正面から受け止め、果敢な選択と実践によって未来を切り拓いてきた歴史です。この歴史に学ぶならば、今こそ、私たち自身が次の時代に向けて責任ある決断を行い、行動を起こすべき局面です。

このような認識のもと、令和8年度は、これまでの県政の積み重ねを確かな礎とし、社会の基本設計を時代にふさわしいものへと確実に更新していく年にしてまいります。諸課題に正面から向き合い、国の制度や仕組みについても現場の視点から果敢に改革を求めることにより、県民の皆様お一人おひとりが、未来への確かな希望を描くことができる社会の実現を目指してまいります。

今定例会に提出いたしました令和8年度当初予算案及びその他の案件について、御説明申し上げます。

予算案の総額は、一般会計1兆658億5,189万8千円、特別会計4,355億7,391万8千円、企業特別会計462億9,047万3千円であります。特別会計は公債費特別会計など11会計、企業特別会計は総合リハビリテーション事業会計など4会計であります。

本予算案は、社会の基本設計の更新に挑むとともに、「しあわせ信州創造プラン3.0」を着実に推進し、併せて総合経済対策を具体化するための第三弾の予算として編成し、「未来を創る改革継続予算—社会の基本設計をアップデートする—」と名付けました。データや政策評価に基づく事業構築を基本とし、AI・デジタル技術の活用、賃金や物価動向の適切な反映等に留意いたしました。

一般会計予算の総額は、社会保障関係費の増加に加え、経済情勢の変化に伴う人件費や公債費の増加等を反映し、前年度比で約540億円の増となります。歳入面では、法人関係税を中心に県税の増収を見込むほか、地方交付税も増加する見通しであり、実質的な一般財源は前年度比で約420億円増加する見込みです。実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化基準を下回り、財政の健全性は引き続き確保できる見通しです。

一方、高齢化の進展、金利の上昇等による社会保障関係費や公債費の増加などにより、今後とも厳しい財政状況が続く見通しです。業務の効率化、投資的経費の重点化、県債発行の抑制や繰上償還などを通じ、持続可能な行財政基盤の構築に取り組んでまいります。

以下、新年度における主な施策につきまして順次御説明申し上げます。

今回の予算では、これまでの当たり前を見直し、社会の基本設計を更新することを強く意識して10の重点施策を設け、予算を重点配分いたしました。

企業の成長投資や生産性の向上を力強く後押しするとともに、多彩な人材の活躍を支援し、高付加価値型の経済・産業構造への転換を促進してまいります。

まず、成長分野への投資と生産性向上への取組を支援します。宇宙分野では、飯田市の「エ

ス・バード」を核に、研究開発支援の強化等を通じて企業の技術力向上などを後押しします。水素分野では、観光地における水素モビリティの実証に取り組み、次世代エネルギーの社会実装と新産業の創出につなげます。また、「SOBA Tech NAGANO」の開催や投資会社との連携等を通じ、スタートアップの誘致・創出などを進めます。売上高10億円突破を目指す「成長志向宣言企業」を認定して総合的な支援を行うほか、専門家の派遣や副業・兼業人材の活用支援などにより、企業の持続的成長を支えます。

若者や女性、高齢者、外国人など、多彩な人材の活躍を支援します。若者の県内就業を促進するためのスカウト型マッチング、就職に困難を抱える女性や高齢者等に対する伴走型支援、外国人材の定着・活躍を促進するための日本語教育支援、女性役員候補者と企業とのマッチングなどに取り組みます。

実質賃金が伸び悩む中、賃上げを後押しする環境整備を進めるとともに、福祉的支援の充実や家計負担の軽減を通じて家計可処分所得の向上を図り、暮らしの安定と将来への安心を支えます。

持続的な賃上げを実現するため、生産性向上に資する設備投資や人材育成等に取り組む中小企業者等を「賃上げ環境整備促進補助金」等により支援するほか、価格転嫁の一層の促進に取り組みます。あわせて、診療報酬等の改定に先立ち、医療・介護・障害分野に従事する方々の賃上げを支援します。また、生活就労支援センター「まいさぼ」での相談支援に加え、これまで経済対策関連補正予算で措置してきた長野県フードサポートセンターを通じた食料支援、低所得のひとり親世帯への給付金の支給、生活保護世帯を含む住民税非課税世帯へのエアコン設置支援などを通じ、生活基盤の安定を図ります。後に述べる子育てや教育に関する家計負担の軽減策と合わせて、県民の皆様の暮らしを総合的に支えてまいります。

農業を牽引する経営体の法人化や農地の集積・集約化などの改革を進めるとともに、地域ごとの将来像を明確に描き、力強く持続可能な農業への転換を進めます。

生産力を維持・拡大できる強い経営体の育成・確保を図るため、専門家派遣による法人化支援や、農地カルテの整備を通じた市町村との連携による企業の農業参入支援に取り組みます。また、地域計画の実現に向けた伴走支援や、アドバイザーチームによる地域特性に応じたスマート農業の導入支援を進めるほか、高温適応品目の導入や新品種の開発を推進し、気候変動に適応できる農業への転換を図ります。さらに、農地等の基盤整備を加速させるため、ほ場整備事業の構想策定や農業水利施設の保全管理体制の構築を支援し、人と農地の総合的な改革を進めてまいります。

J Aグループによる松本食肉施設の移転新設断念を受けて検討を重ねてきた畜産振興策について、「畜産業の持続的な発展に向けた支援策」として取りまとめました。令和8年度からの

5年間を重点支援期間と位置づけ、生産性向上や経営規模拡大への支援を通じた生産基盤の強化、効率的な出荷体制の整備などを進めます。引き続き、関係者の声に丁寧に耳を傾けながら、施設閉鎖に伴う影響緩和策やブランド価値向上策等の検討を進め、畜産農家をはじめ関係する皆様が将来に希望を持てる環境の整備に全力で取り組んでまいります。

令和の米騒動で揺れた米政策に関しては、今年10日、生産・流通・消費の各関係者の皆様と「長野県産米の安定生産・供給と適正な価格形成に向けた共同宣言」を行いました。県版コスト指標の作成・公表や、消費者と実需者が情報を共有できる新たなプラットフォームの構築などに取り組み、高品質な県産米の確実な供給と、生産者と消費者の双方が納得できる価格形成の実現を目指してまいります。

6月から課税を開始する宿泊税の創設を契機として、観光コンテンツの充実や受入環境の整備などを飛躍的に進め、観光客の満足度と地域の稼ぐ力を高め、観光立県としての更なる発展を目指します。

宿泊税活用計画に基づき、暮らす人も訪れる人も効果を実感できる観光地域づくりを推進します。自然、文化、食などを生かした新たな観光コンテンツの整備、訪日客向けガイドの養成、サイクリング環境や自然公園の上質化などに取り組みます。また、信州観光M a a Sの構築や定期観光バス路線の新設・増便、宿泊施設集積地を核とした観光まちづくりの推進など、受入環境の整備を進めるほか、市町村に対する交付金により地域の主体的取組を支援します。宿泊税の導入に向け、宿泊事業者の会計システム改修支援を継続するとともに、旅行者の理解促進に向けた広報を強化します。

宿泊税活用事業以外にも施策の充実を図ります。令和9年夏の信州デスティネーションキャンペーンを見据えた観光プロモーションの強化や、アジア高付加価値市場の開拓などに取り組みます。山岳遭難件数が過去最多を更新する中、「山岳遭難防止対策検討会（仮称）」を立ち上げ、実効性ある対策を検討します。

信州学び円卓会議等の議論を踏まえ、子どもたちが主人公となる「学びの新しい当たり前」の創造に取り組みます。

個別最適な学びを推進するため、小学校1年生における25人規模学級に必要な教員配置を行うとともに、「ウェルビーイング実践校T O C O - T O N（トコトン）」の指定拡大や外国人児童生徒への日本語初期指導の研究などを進めます。デジタル技術を活用し、不登校児童生徒等がメタバース空間で安心して過ごせる居場所づくりや、中山間地の高校における遠隔配信授業の実証・研究に取り組みます。小中学生に対して、企業訪問、海外視察等の体験プログラムを提供するほか、長期海外留学を希望する大学生等を支援します。

教育費負担を軽減するため、高等学校等就学支援金の収入要件の撤廃と支給上限額の引上げ、

高校生等の奨学給付金の支給対象の拡大を行います。また、公立小学校の給食費負担を軽減するための市町村交付金を設けるほか、県立特別支援学校小・中学部の児童生徒の給食費等を完全に無償化します。

子育てに関する経済的負担の軽減や人材確保等を一層強化し、こども未来戦略「加速化プラン」に基づく国の施策と相まって、子ども・子育てを社会全体で支える仕組みへと転換します。

「子ども・子育て応援市町村交付金」の対象を義務教育年齢まで拡大するほか、低所得世帯・多子世帯を対象とした3歳未満児の保育料軽減、低所得世帯に対する県立教育機関の授業料・入学料の減免、子ども医療費助成などを継続します。子どもを支える人材の確保や体制の強化を図るため、保育士の魅力発信や体験機会の提供に取り組むほか、児童養護施設等に係る人材バンクを創設するとともに、里親支援センターの設置箇所を増やします。信州こどもカフェへの支援を拡充し、その立上げ支援や人材育成等を担うサポートセンターを設置するほか、子ども・若者総合相談センターも設置箇所を増やします。

救急、周産期などの政策医療や最適な医師配置を支援するとともに、医療機関の役割分担と連携を促進することにより、安全で持続可能な医療提供体制への転換を進めてまいります。

県民生活に不可欠な医療機能を維持するため、物価高騰の影響を受ける救命救急センターや周産期母子医療センターに対して県独自に上乘せ補助を実施するとともに、信州大学医学部附属病院の高度救命救急センターを補助対象に加えます。また、信州大学医学部と地域医療に関する連携協定を今後締結し、最適な医師配置を協力して進めるなど協力関係を強化するほか、中核的病院への医師派遣を支援するための補助制度を創設します。あわせて、2040年頃を見据えた新たな地域医療構想の策定を進め、病院機能の見直しや病院間連携を促進します。

県民の暮らしにとって移動手段の維持・確保は極めて重要です。そのため、公共交通に対する関わりを強化するとともに、公共ライドシェアの普及や移動の利便性向上などを支援し、自家用車に頼らなくても通院、通学等の移動が確保される社会の実現に取り組みます。

具体的には、地域鉄道事業者の設備整備を支援するとともに、地域の幹線となるバス路線については「信州型広域バス路線支援制度」の活用を推進します。また、通院、通学等に係る移動については、バス、デマンド交通、公共ライドシェアなどを組み合わせた標準モデルを提示することにより、各市町村で必要な移動手段が確保されるよう取り組みます。部活動の地域展開に伴う中学生の移動についても、教育委員会と連携して支援します。大型第二種免許取得や採用活動への支援、移住支援金の拡充などを通じ、バス運転手の確保等を支援します。地域連携ICカードやタクシー配車アプリの導入支援などにより、利便性の向上にも取り組みます。

気候変動の影響がますます深刻になる中、徹底的な省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及拡大等により、脱炭素社会への転換を一層加速します。

2030年までに温室効果ガスの正味排出量を6割削減するという高い目標を掲げて多様な取組を進めてきました。その結果、新築住宅のZEH率は7割に達したほか、住宅太陽光発電や小水力発電の普及状況も全国上位に位置するなど一定の成果が上がっている一方、現状のペースでは目標の達成は困難であり、取組の更なる加速が不可欠です。「なぜ脱炭素化に取り組むのか」を県民の皆様と改めて共有し、新たな視点で取組を強化します。

具体的には、住宅の省エネルギー化と昔ながらの環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を進めるとともに、産業・業務部門では省エネ・再エネ投資の拡大を促し、産業競争力の強化にもつなげます。また、長野県地球温暖化対策条例を改正し、一定規模以上の新築建築物への再生可能エネルギー設備の導入と、新築住宅のZEH水準適合を令和10年度から義務化するほか、事業所向け「ゼロ円ソーラー」の普及支援などに取り組みます。

情報発信のあり方を抜本的に見直し、県民の皆様の共感と行動につながる「伝わる広報」への転換を一層推進いたします。

今年度は、広報パートナーによる発信が若者を中心に反響を呼び、再生回数が100万回を超える動画が生まれたほか、県公式LINEの登録者数も16万人を超えるなど、取組の成果は着実に現れています。来年度は、広報マインドを持つ職員を育成するとともに、県民生活や事業活動に密着した県政情報を、適切な媒体で重点的かつ効果的に発信してまいります。あわせて、広報パートナーやLINEの更なる活用、県公式ホームページへの対話型AIチャットボットの導入など、デジタル広報を一層充実させてまいります。

今回の予算案には、「暮らしを守り、未来を創る長野県総合経済対策」を実行するための第三弾の予算として、子育て・教育費の負担軽減や、経済構造の転換を促すための投資などを中心に331億円余を計上しました。総合経済対策に係る予算規模は、第一弾、第二弾とあわせて1,192億円余となります。これらの事業を迅速に執行し、県民・事業者への支援を切れ目なく進めてまいります。

以上に加え、「しあわせ信州創造プラン3.0」で掲げた施策の着実な推進を図ってまいります。以下、5つの政策の柱に沿って御説明申し上げます。

持続可能で安定した暮らしを守るため、防災対策、ツキノワグマ対策、福祉サービスの充実などに取り組みます。

「長野県地震防災対策強化アクションプラン」に基づき、地震災害死ゼロを目指して取組を進めます。住宅の耐震化促進や情報孤立集落の解消、被災者支援の体制充実を図るとともに、ドローンを活用した物資配送の実証実験や、住民主体の避難所運営、住家被害認定のデジタル化などを推進します。緊急輸送道路の機能強化、流域治水や土砂災害対策、インフラの老朽化対策等については、国の国土強靱化関係予算を有効に活用して計画的に進めます。また、林野

火災防止共同宣言を踏まえ、発生防止のための啓発を強化します。

ツキノワグマ対策総合パッケージに基づき、人身被害ゼロを目指して対策を総合的に進めてまいります。推定生息状況の把握や市町村を超えた広域連携体制の構築、捕獲報奨金の創設等により、計画的に管理と捕獲を推進するほか、人とクマの棲み分けを図るゾーニング管理の導入等も支援します。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケア体制の一層の充実に取り組みます。多様な主体が参画する共創プラットフォームを立ち上げ、生活支援や介護予防を推進するとともに、介護・障がい福祉事業所等の施設整備や生産性向上を支援します。精神障がい者の入院医療費を新たに福祉医療給付の対象とするほか、農福連携等を通じて障がい者の工賃向上を図ります。令和14年度の新施設供用開始に向けて総合リハビリテーションセンターの設計の準備に着手します。

地域産業の活力向上を目指し、新分野等への展開支援、海外展開の多角化と国際連携の推進、しあわせバイ信州運動の推進などに取り組むとともに、人材の確保・育成・定着を図ります。

新分野・新市場への企業の挑戦を支援します。フードテック・AI・半導体・GX等の成長戦略分野に関する工業技術総合センターの支援機能を強化するとともに、商談会への出展支援等を通じて、販路開拓・拡大を支援します。業務の共同化や先端技術を活用した新事業創出、伝統的工芸品の産地間連携などを進めるとともに、デジタル化・省力化に取り組む企業への伴走支援を行います。また、県外からの本社移転等を促進するとともに、次世代産業分野やICT企業等の集積を進めてまいります。

県内経済を活性化するため、海外展開を多角的に推進します。北米では県産品の販路と観光誘客を拡大するため、カナダでの取組を強化します。欧州では、伝統的工芸品や長野の食のアピールに力を入れます。アジアでは、高付加価値旅行者層へのアプローチとインド等における製造業の市場開拓に取り組めます。また、友好交流10周年を迎える韓国・江原特別自治道との連携強化を含め、共通する課題の解決に向けた海外との協力関係の構築にも取り組めます。

林業経営の基盤を強化するため、計画的な主伐・再造林と、担い手の確保・育成、安全で働きやすい職場づくりを一体的に推進します。県産材の利用を拡大するため、非住宅分野の木造化や木材加工事業者のJAS認証取得拡大を図るとともに、安定した供給体制を構築します。また、高性能林業機械の導入を促し、生産性と安全性の向上を図ります。森林・林業に関する教育機関や研究機関が集まる「木曽谷・伊那谷フォレストバレー」では、フォレストカレッジなどによる学びや交流、イノベーションの拠点づくりなどを進めてまいります。

しあわせバイ信州運動を一層推進し、エシカルな消費行動を広げます。若者・子育て世代への情報発信強化や県産米の魅力発信、信州食べきりキャンペーンの充実などにより、県民の皆

様の行動変容を促すとともに、農産物直売所における県産米の販売促進支援や県有施設等における県産材の活用拡大などを通じ、地域内経済循環の拡大を図ります。

中山間地域等に不可欠なサービスステーションを維持するため、国の補助制度に県独自の上乘せ補助を行うこととし、来年度は市町村が行う地域燃料供給の将来像策定を支援いたします。また、本県におけるガソリン価格形成の要因分析や、「ガソリンスタンドの価格表示に関するガイドライン（仮称）」の検討を引き続き進めてまいります。

労働供給制約社会を乗り越えるため、人材の確保・育成・定着を推進します。働く方の移住促進やインターンシップ支援に加え、企業と学校をつなぐ取組を通じた人材育成、企業のリスクリングなどを支援します。また、職場いきいきアドバンスカンパニー認証取得企業の増加に取り組むとともに、カスタマーハラスメント対策等を推進し、働きやすい職場環境の実現を図ります。

快適でゆとりのある社会生活の創造に向けて、県土グランドデザインの策定、移住者・関係人口等の増加、デジタル・先端技術の活用、文化芸術・スポーツの振興などに取り組めます。

持続可能な暮らしと地域の実現を目指し、県土グランドデザインの策定方針の取りまとめと地域課題の可視化に取り組めます。信州地域デザインセンター（UDC信州）では、特色あるまちづくりを支援するとともに、人材の育成を進めてまいります。また、リニア中央新幹線の開業という歴史的契機を確実に地域の発展につなげるため、市町村や経済団体、地域住民の皆様と議論を重ね、リニアバレー構想を踏まえた戦略的な地域づくりを積極的に支援するとともに、広域二次交通の検討や産業立地政策の具体化などに取り組んでまいります。

本州中央部広域交流圏の形成に向け、中部横断自動車道や中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の整備を促進するとともに、伊那木曾連絡道路や松本糸魚川連絡道路などの整備を進めてまいります。信州まつもと空港については、地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら、利用の促進や路線の拡充、沖縄とのチャーター便や国際チャーター便の誘致に積極的に取り組むとともに、ターミナルビルの拡充・整備に向けた設計に着手します。

「移住したい県」としての本県のブランド力は一層高まっています。こうした強みを生かし、一層の移住促進と二地域居住など関係人口の拡大に取り組めます。「ふるさと住民登録制度」との連携も念頭に「関係人口メンバーシップ制度（仮称）」を創設し、関係人口の実態把握や地域との継続的な関係構築につなげてまいります。また、農ある暮らしなど多様なライフスタイルの普及を図るほか、プロモーションの強化や空き家の流通促進などに取り組めます。

「長野県DXアクションプラン」に基づき、暮らし・産業・行政の各分野でのDXを一層推進します。暮らしの分野では、オンライン授業の推進やオンライン診療の普及、次世代空モビリティ等先端技術の社会実装に取り組めます。行政分野では、行政手続のオンライン化や生成

AIの活用を拡大します。また、県の窓口における手数料等の支払いについて、令和9年度からキャッシュレス化できるよう準備を進めます。市町村のDXについては外部人材を含むアドバイザーチームにより支援してまいります。

オンリーワンの輝く農山村地域の創造に向け、飯綱町、根羽村、飯島町を対象に、人的・財政的支援と地域づくり専門家による伴走支援を進めています。飯綱町公式ファンクラブ「いづなリング部」の登録者が半年間で3,000人を超え、根羽村では企業と連携した木材天然乾燥試験が行われるなど、地域内外を巻き込んで成果が着実に現れています。来年度は、塩尻市を支援対象に加え、地域外の人や組織を引き付け、イノベーションが起こる農山村づくりを支援してまいります。

心豊かな社会の実現に向け、文化芸術の振興を進めます。信州アーツカウンスルを中心に地域の文化活動を支援するとともに、県と市町村の文化施設が協働する仕組みの検討や、障がい者が文化芸術活動に参加しやすい環境整備などに取り組みます。また、戦後現代史を中心とする新たな「長野県史」の編さんに着手し、県民参加による資料の調査・収集とデジタル技術の活用を通じ、長野県の多様な歩みとその特色を明らかにしてまいります。

ミラノ・コルティナ冬季オリンピック・パラリンピックでは、本県ゆかりの選手らの活躍が大きな勇気と感動をもたらしてくれています。こうしたスポーツの力を最大限生かすため、プロスポーツチームを含む官民連携のプラットフォームを構築し、観光振興や健康づくりなど多分野にわたる活動を展開します。また、令和10年に開催する国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の成功に向け、施設の整備や競技役員の養成、競技力の向上等に取り組むとともに、パラスポーツの普及などスポーツによる共生社会づくりを一層推進します。

誰にでも居場所と出番がある社会の実現に向け、若者施策の充実・強化、ジェンダー平等の推進、人権が尊重される社会の実現などを一体的に進めます。

若者が将来に希望を持てる社会の実現に向け、出会いや交流の機会創出、社会参画の促進など、若者施策を抜本的に強化します。結婚支援や異業種交流の取組を進めるとともに、企業や大学と連携して若者のライフデザインを支える取組を拡充します。あわせて、ユースセンターの設置や、信州若者みらい会議等におけるユースカウンスルに関する議論を促進します。

現在策定中の「第6次長野県男女共同参画計画」では、DV防止や困難を抱える女性への支援に関する計画を一体化する予定です。また、ジェンダー主流化を計画に明確に位置付けることにより、今後、あらゆる施策にジェンダーの視点を反映させてまいります。

人権侵害を許さない社会の実現に向け、「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」の検討を行ってきました。骨子案では、行ってはならない人権侵害行為を例示するとともに、相談支援体制の充実や「人権オンブズパーソン（仮称）」の設置を盛り込んでおり、来月に予定され

ている人権政策審議会からの答申を踏まえ、条例案を取りまとめてまいります。犯罪被害者等への支援については、個別の事情に応じた支援を行うコーディネーターを新たに配置するとともに、「第2次長野県犯罪被害者等支援推進計画」の策定に着手します。

外国人住民が増加する中、共生社会づくりが急務となっています。外国人政策検討懇談会での議論を深めるとともに、市町村や企業が主体となった課題解決の取組を支援します。外国人政策の根幹となる制度設計や地方自治体に対する支援の充実については、国が責任を持って取り組むよう求めてまいります。

県立高校の改革、教員の働き方改革、多様な学びの場の創出などを推進し、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばすための教育環境を整備します。

第2期高等学校再編計画の先陣を切って、4月に小諸義塾高等学校が開校します。今後も、関係者の御理解をいただきながら、計画に基づき再編を進めてまいります。生徒一人ひとりの「学びたい」を叶える県立高校づくりのため、生徒からの企画提案なども生かし、各校の特色化・魅力化を一層推進します。また、令和9年度までに夏期に使用する全教室の空調整備を完了させるとともに、令和11年度までに原則全トイレを洋式化し、学習環境を改善します。

教員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、全県立高校で電子採点システムを導入するなど業務量の削減を進めるとともに、学校業務を地域や保護者の皆様と協働・分担する取組を広げます。中学生の多様なスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するための体制整備や指導者確保等を支援します。信州型フリースクールについては、運営支援や保護者交流を充実し、認証制度の改善に向けた検討を進めます。高等教育機関や経済団体等が参画する「地域構想推進プラットフォーム」を立ち上げ、人材育成のあり方等を集中的に検討します。

県民の皆様からの期待に応えるため、県の組織風土改革と一層の県民参加を進めます。

「かえるプロジェクト」では、職員の発想を生かした働きやすい職場づくりを進めるとともに、新しい財務会計システムの構築に着手するなど業務の効率化にも取り組んでいます。今後、職員の意識変革に向けた取組を全庁に拡大するとともに、生成AIの活用などによる業務改革(BPR)を推進し、職員が明るく楽しく前向きに働ける職場環境を整え、県民の皆様にとって真に役立つ県組織となるよう取り組んでまいります。

県民参加型予算の成果と課題を踏まえ、新たな形で県民参加の推進に取り組みます。まず、「県民参加による提案・投票制度(仮称)」を創設し、県民の皆様からの事業提案を投票で評価し、その結果を予算案に反映してまいります。また、「共創デザインラボ(仮称)」を設置し、企業等からの提案や相談を常時いただき政策立案等につなげてまいります。

長野県150周年記念事業については、メディアでの露出も増え、機運の高まりを実感しています。県では現在、150年のあゆみを振り返る映像の発信、県歌「信濃の国」がテーマの参加

型キャンペーンの展開、県ゆかりの偉人の紹介などを行っています。市町村や企業・団体の御協力を得ながら、今後実施予定のスタンプラリーや記念式典など多彩な取組を通じ、本県の価値の再発見と県民の一体感の醸成につなげてまいります。

長野県石油商業組合に対し、中小企業団体の組織に関する法律に基づく業務改善命令を発出しました。公正取引委員会の排除措置命令への対応に加え、組織のあり方の検討などを含む改善計画を策定し、説明責任を果たすとともに、組合のガバナンスの確立、再発防止策の着実な実行等を求めたところです。同様の行為が二度と繰り返されないことがないよう、厳正に対応してまいります。

高市早苗内閣総理大臣は昨年の所信表明演説で、「日本の最大の問題は人口減少である」との認識を示されました。このことには、私も強く共感するものであります。全国知事会として、また長野県としても、この構造的課題に真正面から向き合い、全力を挙げて取り組む決意です。

「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」において決定した信州未来共創戦略は、県のみならず、市町村、企業・団体、そして県民一人ひとりが主体的に行動するための羅針盤です。この戦略に基づき、県としても具体的な施策を積極的に推進してまいります。今求められているのは、立場の違いを超えて知恵を持ち寄り、ともに挑戦する共創の力です。多様な主体の力を結集し、実効性ある取組を積み重ねていくことにより、確かな成果へとつなげてまいります。

条例案は、改正条例案26件であります。

このうち、「長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案」は、県立高校の通信制課程の全ての生徒の受講料を無償化するため、新たに減免規定を設けるものです。

事件案は、23件であります。

このうち、「高等学校の統合について」は、塩尻志学館高等学校と田川高等学校の統合に係るものであります。

専決処分報告は、「交通事故に係る損害賠償の専決処分報告」など9件であります。

以上、今回提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（依田明善君）次に、武田育夫教育長。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）令和8年度の教育委員会関係の議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

最初に、これからの長野県教育に関して、教育長としての所信の一端を申し述べさせていただきます。

近年、少子高齢化をはじめ、情報化の進展や外国人居住者の増加など、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、学校教育においても、多様な個性や能力を伸ばすことが求められています。一人ひとりの学びたいを叶えるため、子どもを主体とした学びへと転換する必要があります。

子どもたちが自分らしく学ぶためには、「成長を促す力」と「ありのままを受け入れる愛」が必要と考えます。一人ひとりをしっかり見つめ、その子自身を認めた上で、その子に合った教育を行うことが肝要です。子どもたちが自分の強みや特技を見つけ、自己決定できる機会の多い学校へと変革してまいります。

また、それぞれの違いを認識し、違うことに意味があることを理解した上で、相互理解を図ることも大切です。平準化されている教育のあり方や学校のルールなどを見直し、様々な人たちと関わりながら学ぶことのできる学校へと変えてまいります。

すべての子どもが、毎日楽しく、ワクワクしながら学ぶことのできる学校となるよう、学校改革を続けてまいります。

社会が多様化する中で、学校や教員だけでは対応が難しいことも増えています。また、地域や民間団体等の力を借りることで、課題解決につながることもあります。学校側も門戸を広げ、様々な方と協働しながら、社会全体で子どもたちを育ててまいります。

学校改革を進めるためには、その主体である教員が、心身とも健やかで、元気に子どもたちと向き合うことが必要です。そのためには、教員の業務削減や働き方改革を一層推進するとともに、多くの方に長野県の教員を志願していただけるよう、教員採用選考の方法についても検討してまいります。

こうした取組を着実に推進するためには、信州教育に対する県民の皆様の信頼が不可欠です。すべての教員が使命感とプロ意識をもって業務にあたることのできるよう、県教育委員会としても取り組んでまいります。

子どもも地域も教員も皆が輝く、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指し、日々邁進してまいります。

続きまして、令和8年度の教育委員会の主な施策について申し上げます。

はじめに、学校改革のうち、インクルーシブな教育の推進について申し上げます。

多様な子どもが共に学ぶためには、教員の目が一人ひとりに届くことが必要です。また、幼児教育から小学校低学年への移行を円滑に進めることは、集団行動や環境の変化に起因する小1プロブレムの対策にもなると考えます。そこで、まず小学校1年生において、25人規模の学級編制を実現するための教員配置を行い、生徒の支援や指導体制の充実を図ります。また、実効性のある25人規模学級となるよう、25人規模学級に適した指導方法やカリキュラムの研究を実施し、その成果を随時学校現場へ提供してまいります。

外国人児童生徒等への対応も必要です。県教育委員会の調査では、県内の小中学校に、約1,400人の外国人児童生徒が在籍し、そのうち日本語指導が必要な児童生徒は400人以上おりました。日本語が不自由な外国人児童生徒等が安心して学ぶことのできる環境の構築に向け、日本語初期指導の在り方について研究してまいります。

子どもたち一人ひとりが「好き」や「楽しい」、「なぜ」を追求するウェルビーイング実践校TOCO-TON（トコトン）では、子どもたちが学校づくりに参画して決まりや行事の在り方を見直すことや、異年齢等の多様な集団による学び、「信州やまほいく」をはじめとした幼保連携の取組などが展開されています。専属の指導主事や加配教員を配置し、実践校の取組を伴走支援してまいります。

このほか、特別支援教育が必要な児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを丁寧に把握し、それぞれにとって適切な学びの場で、持てる力を最大限発揮できるよう教育環境の整備を進めてまいります。

文部科学省が実施した「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、長野県の小中学校における不登校児童生徒数は7,248人と過去最多でした。

増加の背景には、コロナ渦の影響で、欠席することへの抵抗感が低下したことなども考えられますが、どの子にとっても魅力のある学校づくりと、学校や関係機関とのつながりのない子どもに対する学びの保障の両面から、対策を講じる必要があります。

学校生活において不安を感じている児童生徒への支援としては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談時間等を増やし、児童生徒の様々な不安や悩みに対応するとともに、学校改革支援センターが中心となり、学校や教室に行きづらい子も一緒に学ぶことのできる学校や、どの子も毎日行きたくなる楽しい学校づくりを進めてまいります。

学びの保障については、一人ひとりのニーズに応じた支援のため、校内教育支援センターに専任の支援員を配置する市町村への補助について、新たに小学校も対象とし、各校の取組を支援します。また、学びの多様化学校と夜間中学校の機能を併せもつ信州オープンダスクールの設置に向けた支援や、メタバースを活用した支援などについても取り組んでまいります。

国のいわゆる高校無償化に伴い、私立の高等学校を志願する生徒が増加傾向にあります。県立高校でも、それぞれが魅力や特色を持ち、生徒に選ばれる学校であることが必要です。昨年10月には、中学生の進路選択に活用してもらうため、その時点における各校の特色を一旦整理し、4通学区ごとの地図上に記載した配置図を公表しました。県立高校の特色化に関する方針で示した4つの視点による特色化をさらに推進するため、学校や生徒が主体となって、各校の特色化・魅力化に資する取組を進めるとともに、国の高等学校等教育改革促進事業費補助金を原資として造成する基金を活用した取組についても検討してまいります。

生徒に選ばれる高等学校を目指す上で、学習環境の整備も欠かせません。令和9年度までに、夏季に使用するすべての教室等へ空調を整備するとともに、生徒から要望の多いトイレの環境整備についても、令和11年度までに、すべてのトイレを洋式化してまいります。

県立高校の全国募集については、令和8年度高等学校入学者選抜から、小諸義塾高等学校の音楽科と木曾青峰高等学校の森林環境科・インテリア科でも開始します。既に行っている飯山高等学校スポーツ科学科、白馬高等学校国際観光科を含め、生徒が入居する市町村立寮の運営費用の支援や、民間寮へ入居する生徒に対する家賃補助等を実施し、本県で意欲をもって学ぶ生徒を支援します。

人口減少下においても、学校規模や地域に関係なく、すべての生徒に等しく学ぶ機会を提供し、多様な進路選択を確保することが必要です。その対策のひとつがICTを活用した教育であり、総合教育センターに遠隔教育の拠点を整備し、遠隔配信授業の実証や研究を行います。

県立高校の再編については、第二期高校再編における最初の統合新校として、小諸義塾高等学校がこの4月に開校となります。普通科、ビジネス科、音楽科のある非常に珍しい高校となり、その特色を活かした学科横断型の学びや、地元小諸市や地域と連携した協働的・探究的な学びを実施してまいります。

また、新たに、塩尻志学館高等学校と田川高等学校を再編統合し、塩尻総合学科新校（仮称）とすることについて、今定例会での議会同意をお願いしているところです。

「再編・整備計画」で決定している他の新校についても、学校関係者や生徒、市町村、産業界などで構成する「新校再編実施計画懇話会」を開催し、目指す学校像や設置学科などについて丁寧な意見交換を重ねてまいります。

なお、2030年を完了目標としている第二期高校再編の再編基準については、昨年8月に、「中山間地存立校」及び「中山間地存立特定校」の基準を緩和し、中山間地の高校が可能な限り存続できる基準に改訂したところですが、2030年以降の県立高校のあり方についても、来年度から検討を開始してまいります。

国では、昨年12月に「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応」を決定し、高校教育の振興方策と学校給食費の抜本的な負担軽減を実施することとしました。これを受け、県教育委員会としましても、県立高校については、すべての生徒の授業料を無償化するとともに、授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金の支給対象を年収約490万円程度の世帯にまで拡大します。

また、学校給食費については、公立小学校給食費の食材費を支援するとともに、県立特別支援学校小学部・中学部の給食等無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

社会が多様化する中、学校改革は、教育委員会や学校内の取組だけでは完遂できません。地域や民間団体等の力添えをいただきながら、取組を進めていくことが必要です。

新たな取組としては、県内の経済、産業、教育等を支える各種団体と協力し、将来、長野県の発展に貢献したいと考えている児童生徒が、長野県や海外について体験的に幅広く学ぶ場を提供します。

また、中学校部活動の地域展開については、平日・休日を問わず、中学生期の多様なスポーツ・文化芸術活動の機会を地域全体で確保するため、地域クラブ活動の持続可能な運営に向けた体制整備や指導者の確保等に取り組みます。

このほか、高校に配置する外国語指導助手や、地域との連携・協働を担うコーディネーターを増員するなど、外部人材や地域の力の活用に向けた取組を進めてまいります。

学校改革を進めるためには、教員業務の削減や効率化を進め、教員が子どもたちと向き合う時間を確保することが必要です。

令和8年度高等学校入学者選抜から、インターネット出願システムを導入し、出願プロセスの効率化による教員業務の削減を図っているところですが、その対象を附属中学校にも拡大します。また、すべての県立高校で電子採点システムを取り入れるなど、情報技術を活用した業務削減に取り組んでまいります。

これまで学校が担ってきた業務の中には、必ずしも学校や教員が担う必要がないと思われる業務もあり、地域や保護者の皆さまにもご理解いただきながら、協働や分担を進めていくことが必要です。そのため、知事をはじめ、市町村、PTA連合会、経済団体など、多様な関係者の参加による「子どもの学びをトコトン支える県民の会」を開催し、全ての参加者が一丸となって、子どもの学びを応援していくことを宣言しました。県教育委員会としても、教員に元氣と勇気を与えられるよう、各地域における教員を支える取組を積極的に支援してまいります。

以上、教育委員会の重点的な施策について申し上げます。

これらの施策を推進するため、令和8年度当初予算案は、一般会計2,123億4,540万2千円、高等学校等奨学資金貸付金特別会計6,772万7千円をお願いしております。

条例案は、「長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」「長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案」「資金積立基金条例の一部を改正する条例案」の3件でございます。

事件案は、「高等学校の統合について」と「予定価格5億円以上の建設工事請負契約の締結」でございます。

以上、今回提出いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。何とぞご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（依田明善君）次に、阿部文彦警察本部長。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）警察本部関係の議案説明等に先立ち、県下の治安情勢と長野県警察の運営重点について御説明させていただきます。

まず、治安情勢についてであります。令和7年中の刑法犯の認知件数は8,085件で、前年と比較して412件増加しており、5年ぶりに8,000件を上回りました。

また、交通事故の発生件数は、4,482件で、前年と比較して488件減少しており、死者数は44人で前年と比較して13人減少し、負傷者数、重傷者数も減少しております。

次に、長野県警察の運営重点についてであります。県警察では、「県民とともにある力強く温かい警察」との運営指針の下、本年の運営重点として、「総合的な犯罪防止対策の推進」「県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙」「交通事故防止対策の推進」「テロ・大規模災害等危機管理対策の推進」「治安情勢を的確に見据えた効果的な地域警察活動の推進」「県民の立場に立った積極的な対応」「警察の組織運営に関する戦略的な取組の推進」の7項目を掲げております。

これらのうち、特に力を入れて取り組むこととしている2点について御説明申し上げます。

1点目は、電話でお金詐欺等の被害防止対策であります。

令和7年中の県内における電話でお金詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害総額は約38億5,000万円と過去最悪となっており、極めて深刻な状況にあります。中でも、警察官をかたり、捜査や優先調査等の名目で現金等をだまし取るニセ警察詐欺による被害が顕著となっております。

警察においては、これらの多くが被害者の固定電話、携帯電話への海外からの着信が発端となっていることを踏まえ、犯人からの電話を受けないための国際電話の利用休止等の電話対策を推進するとともに、金融機関やコンビニエンスストアと連携した水際での被害阻止、県警公式アプリ「ライポリス」や県警音楽隊の活動を効果的に活用した最新の騙しの手口等に関する注意喚起、広報啓発活動等を行っているところであります。

しかしながら、依然として、中・若年層を含むあらゆる世代を対象に高額な被害が後を絶たない状況にあります。

そこで、先般、八十二長野銀行様をはじめ、県内に本店、本部を置く全ての金融機関と電話でお金詐欺等の被害防止に係る情報連携協定を締結し、不正利用目的での新規口座の開設の阻止や、被害が疑われる取引の早期発見による被害拡大防止対策の強化を図るとともに、警察庁や関係都道府県警察と連携しながら、犯人グループの早期検挙と違法なビジネスモデルの解体に向けた実態解明のさらなる強化を図っているところであります。引き続きこれらの対策を強

力に推進してまいります。

2点目は、高齢者の交通事故防止対策であります。

令和7年中における交通事故死者44人のうち、高齢者の死者は22人であり、全死者の半数を占め、依然として高い割合で推移しており、高齢者の交通事故防止対策が重要な課題となっております。

このような情勢を踏まえ、本年は、抑止目標を死者数44人以下、重傷者数490人以下と定め、最重点である高齢者の交通事故防止対策を中心に、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら交通事故防止対策を推進してまいります。

以上、治安情勢と運営重点について御説明させていただきました。引き続き、県民の安全・安心の確保に全力で取り組んでまいります。

続きまして、警察本部関係の議案について御説明申し上げます。

警察本部関係の議案は、予算案1件、条例案1件、専決処分報告1件の計3件でございます。

予算案につきましては、日本一安全・安心な信州の実現を目指し、運営重点として掲げた各種施策を推進するため、令和8年度当初予算案において517億3,400万円余を計上いたしました。

主な事業といたしましては、先ほど御説明いたしました電話でお金詐欺をはじめとする各種犯罪から県民の命と財産を守るための犯罪防止対策推進事業、交通事故情勢を踏まえた交通安全教育など交通事故防止に向けた各種対策や安全で快適な交通環境の整備に取り組むための交通事故防止対策等推進事業のほか、発生が懸念される南海トラフ地震に備え、情報収集機能を強化するための南海トラフ地震防災対策強化事業、働きやすい職場環境等の整備や県警察の魅力発信により、優秀な人材から選ばれる組織を目指す魅力ある選ばれる長野県警察構築事業、県民の安全・安心を守るため、拠点となる警察施設を整備する警察基盤強化事業に要する経費をそれぞれ計上しております。

次に、条例案につきましては、国の令和8年度予算政府案に地方警察官475人の増員が盛り込まれ、長野県警察には5人の増員が内示され、条例定数の元となる警察法施行令の一部が改正されますことから、これに沿って長野県地方警察職員定数条例の一部の改正を行うものでございます。

最後に、専決処分報告につきましては、交通事故に係る損害賠償について報告するものでございます。

以上、警察本部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（依田明善君）次に、吉沢正公営企業管理者。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）今回提出いたしました議案のうち、企業局関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

はじめに、企業局事業を取り巻く状況並びに次期長野県公営企業経営戦略について、御説明申し上げます。

企業局では、2016年に「公営企業経営戦略」を策定し、2021年に改定の上、この当初戦略に沿って事業を進めてまいりました。

当該戦略の計画期間は今年度で終了しますが、人口減少や物価・金利の上昇による事業コストの増加、気候変動など、公営企業を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、計画性・透明性の高い企業経営を継続するため、今回、次の10年間で取り組む事業や財政計画を整理した「長野県公営企業経営戦略2026」を策定するものです。

当初戦略期間中、電気事業では、再生可能エネルギーの供給拡大に向けて水力発電所の建設を加速し、全国の公営電気でも最大の9か所を増設、発電所数は建設部からの移管分を含め14か所から26か所へと大幅に増加しました。また、設置から60年余が経過した基幹発電所の大規模改修や、企業局電力を活用した県庁舎使用電力の100%再エネ化など県全体の脱炭素化にも取り組んでまいりました。

都道府県営の公営企業で唯一、末端給水と用水供給の両事業を運営する水道事業においては、施設・管路の地震対策や老朽化対策を計画的に進め、特に、避難所等の重要給水施設に至る管路などの耐震化率については、目標を達成する見込みとなっています。また、人工衛星を活用した漏水調査など、効率的な老朽化対策に向けた取組にも着手したところです。

今後、電気事業にあっては、物価や金利の上昇、電源開発に伴い増加した企業債の償還なども踏まえた財政運営に配慮しつつ、2050ゼロカーボンの実現に向けた再生可能エネルギーの更なる供給拡大を図るとともに、電力の地消地産など利活用方策について検討することが求められます。

また、給水人口の減少などに伴い料金収入が逡減する一方、物価上昇等により経費が増加し、純利益が減少傾向にある水道事業にあっては、設備の更新需要を見据えた計画的な老朽化対策や、将来にわたり安定供給ができる運営体制の構築が課題となっています。

企業経営を取り巻くこうした課題などに対応する新たな経営戦略の策定に当たっては、公営企業経営審議会における審議に加え、県議会や関係市町村等から意見を伺うとともに、パブリックコメントを経て、去る2月4日の審議会において答申をいただきました。以下、答申に沿った新戦略の概要について申し上げます。

新戦略では、本県の財産である水の恵みを大切に、これを未来につなげる取組を進展させていくという思いから、基本目標として「水の恵みを未来へつなぐ」を掲げ、この実現に向け、

「未来を見据えた計画的な投資」「適切な財務マネジメント等による経営の安定」「多様な事業主体との協働・連携の推進」の3つの基本方針に沿って、事業を推進していくこととしています。

電気事業においては、2050ゼロカーボンの実現に向けた再生可能エネルギーの供給拡大のため、水力発電の開発を更に進めます。期間中、企業局発電所10施設の新設により県ゼロカーボン戦略における水力発電の増加目標の約4分の1に貢献できるよう取り組むとともに、企業局のノウハウやネットワークを活かした支援や関係事業者等との連携により、県全体で水力発電を促進してまいります。

また、既存発電所の施設設備の改修を着実に実施し、運転効率を向上させるとともに、AI・IoTを活用したスマート保安や流入量予測の導入により、運転・維持管理の高度化、省力化を推進し、発電電力量の最大化を目指します。

更に、企業局電力の価値を最大限活かすため、FIT・FIP制度の活用や、地域新電力との連携による地消地産型の売電など、安定収益と地域内経済循環を両立する売電方法を検討・実施するとともに、災害時の電力供給など、企業局発電所を活用した地域連携の取組を進めてまいります。

これらの取組を実現する上での財政計画については、物価や金利の上昇、改修工事に伴う発電停止期間等も考慮した上で収支を見込み、発電所の効率的運用などにより毎年度純利益を計上するとともに、企業債残高や償還額に留意しながら建設改良を計画的に実施するなど、期間を通じて安定経営を確保します。

次に、水道事業のうち、末端給水事業につきましては、将来にわたって安全で安心な水道水を安定的に供給できるよう、施設の強靱化と持続可能な経営の確立を図ってまいります。

きめ細かな水質管理など水道水や設備の適切な管理を行うとともに、老朽化が進む管路や施設について、AIによる劣化診断結果も活用し、計画的・効率的な更新を推進します。併せて、近年頻発する大規模地震に備え、これまでの実績も踏まえて基幹管路や配水池などの耐震化を進めるとともに、災害時における水道機能維持のための非常用浄水器の配置など、応急給水方法の多様化について検討します。

今後、管路等の更新需要が加速化していくことが見込まれますが、年度間の負担が過度に偏らないよう投資額の平準化を図るとともに、給水人口の減少に伴う収入減、施設の老朽化に伴う経費増などにより収益の減少が見込まれる中、将来世代に負担を先送りしないためにも、適正な料金水準への見直し等について検討し、施設の維持管理や更新を支える財源を確保してまいります。

関係市村への用水供給事業については、用水の安定供給の確保、計画的な管路の更新などに

取り組んでまいります。地震対策として、塩尻市本山浄水場における排水池など施設全体の耐震化完了を目指すほか、災害発生時にも安定的な取水を確保するため、取水場の機能強化を図ってまいります。

更に、中長期的な視点に立ち、人口減少時代にあっても経営効率化や人材確保、災害対応力の向上を図り、安定した水道サービスを維持するため、企業局が水道事業を実施している地域における関係市町村との広域化に向けた検討・協議を進めてまいります。

社会情勢が変化し事業環境の不確実性が高まる中、計画に沿って事業を推進していくため、損益状況を踏まえた長期収支の見直しや投資規模の検討など、財務マネジメントを徹底し経営の安定を確保してまいります。

あわせて、積極的な情報発信や採用活動により事業を支える人材を確保するとともに、資格取得支援やベテラン職員の経験を活かした技術継承など、将来を見据えた組織基盤の強化を図ってまいります。

更に、様々な技術革新の進展やこれまで企業局が培ってきた知見を活かし、再生可能エネルギーの利活用を含む新たな分野における取組や事業の可能性について検討、研究してまいります。

それでは、令和8年度企業局当初予算案の概要について、御説明申し上げます。

令和8年度予算案は、ただ今申し上げました新戦略の初年度として、戦略に沿った取組を着実に実行するとともに、「しあわせ信州創造プラン3.0」を推進する観点から編成いたしました。

電気事業については、水力発電の開発に関して、長野市に建設中の「湯の瀬いとおしき発電所」の9月からの運転開始を予定するほか、現在、水圧管路トンネルを施工中の駒ヶ根市「中央アルプスこまかっぱ発電所」、南箕輪村大泉川砂防ダム地点での新規発電所の建設を進めてまいります。

また、南牧村杉添川地点など新たな建設候補地の調査を行うとともに、4月から運転開始となる土地改良区設置の「菅平ダム小水力発電」の管理業務受託など市町村や団体等の取組支援や、設立予定の水力発電事業者間の懇話会における情報共有などを通じ、再生可能エネルギーの普及拡大を図ってまいります。

更に、塩尻市の奈良井発電所など老朽化した施設の改修やコンピュータシミュレーション技術を活用したダム運用による発電電力量の最適化に取り組むとともに、県庁舎や県内事業者への電力の直接供給に加え、県内の小売電気事業者を通じた企業局電力の県内需要家への売電を試行的に実施します。

災害等による停電時に企業局発電所から地域に電力を供給する「地域連携マイクログリッ

ド」について、大鹿村で予定している実証事業を踏まえ、今後の展開を検討するなど、発電所を活用した地域貢献に取り組んでまいります。

これら事業に関連する予算案のうち、電力料金収入については、新規発電所の運転開始により電力量が増加することなどから、今年度に比べ1億300万円程度の増となる67億1,900万円余を、損益については、2,400万円程度の増となる2億8,900万円余の純利益を計上いたしました。

また、建設改良費については、発電所の建設や大規模改修等に係る事業費として、35億9,300万円余を計上しております。

次に、水道事業ですが、施設や管路の老朽化対策として、末端給水事業においては送水ポンプや浄水設備、優先度を考慮した管路や塩化ビニル管の更新を、用水供給事業においては取水場除塵機など必要な設備の更新を図ってまいります。また、送水幹線など基幹となる管路の耐震度を更に高める取組のほか、排水処理施設の耐震設計など、末端・用水両事業において必要な地震対策を進めるとともに、安定的な取水確保に向けた、片平取水場の機能強化対策の具体的検討に着手します。

水道事業を支える人材育成等に関しては、昨年、上田水道管理事務所内に新設した簡易研修設備も活用し、公益財団法人長野県下水道公社や水道事業者と連携した実務研修会の開催などを通じ、関係職員の技術力向上を支援してまいります。

安全な水道水の供給や設備の維持管理に関しては、日頃の水質検査や不具合発生に際しての修繕センターによる迅速な対応を通じ、お客様への安定供給に努めるとともに、維持経費等が上昇する中でも安定した事業運営を維持するため、必要な財源確保に向け水道料金の適正水準に係る調査検討に着手してまいります。

人口減少時代における水道事業運営のあり方に関し、関係市町村と広域化に関する協議、検討を行ってきていますが、上田長野地域においては、昨年11月関係団体による協議会において事業統合を行う場合の基本的方針である「基本計画」が決定されたことから、今後は、統合後の組織体制や施設整備などに係る財源負担等についての協議と並行し「事業計画案」の策定に取り組むこととしています。また、松本塩尻地域においては、財政や施設整備を含めた広域化に係る事業運営のシミュレーションを実施し、効果検証を行う予定です。

検討に当たっては、水道事業に関する各地域の歴史的経過や現状などを踏まえ、地域住民や議会の皆様に御理解をいただけるよう丁寧な説明などに配慮しつつ、関係団体と協議を行ってまいります。

これら事業に関連する予算案のうち、水道料金収入については、末端給水事業では、戸当たり水量が減少傾向にあることから、今年度に比べ3,200万円程度の減となる35億9,300万円余を、用水供給事業では、今年度と同額の14億4,300万円余を計上いたしました。水道事業全体の損

益については、物価上昇に伴う修繕費や委託料、薬品費の増などの影響により、1億8,100万円余の純損失を計上しております。

建設改良費については、施設・管路の耐震化や更新等を着実に進めるための事業費として、末端給水事業では、22億9,600万円余、用水供給事業では、8億8,800万円余を計上いたしました。

以上、企業局の予算額は、収益的支出と資本的支出を合わせ、電気事業で133億3,543万6千円、水道事業で109億6,139万1千円となります。

条例案は、発電所の新設に伴う「長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案」1件であります。

以上、企業局関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議の程、お願い申し上げます。

○議長（依田明善君）以上をもって知事提出議案の口頭説明は終了いたしました。

ただいま説明がありました以外の部長の説明につきましては、議会運営委員会の意見を徴した結果、口頭説明を省略することとし、お手元に配付いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

〔議案等の部「3 口頭説明を省略した部長の議案説明要旨」参照〕

○議長（依田明善君）これらの議案は、来る2月19日から行う質疑の対象に供します。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、来る2月19日午前10時に再開して、各党派代表質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後2時18分延会